

深川市過疎地域持続的発展市町村計画の概要について

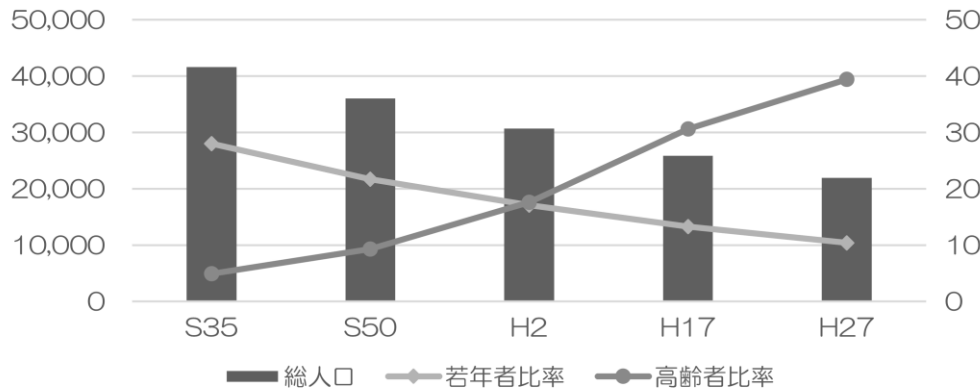
■計画策定の趣旨

昭和45年以来、特別措置法として過疎地域の振興・活性化・自立促進等を目的に施行されてきた過疎法について、令和3年4月1日に、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年度第19号）」が施行された。法第8条の規定により、北海道が定める「過疎地域持続的発展方針」に基づき、本市の過疎地域としての役割、課題、目指す姿を明らかにし、過疎対策に取り組むため計画を策定する。

人口の推移と動向（P3）

本市の人口の推移（国勢調査結果）は、合併以前ではあるが昭和30年の42,520人をピークに年々減少しており、年齢階層別人口の推移では、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少している。その一方で、高齢人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が急速に進んでいる。

人口の推移（国勢調査）（単位：人、％）



地域の持続的発展の基本方針（P8）

本市は、平成4年4月1日に過疎地域市町村の公示を受け、市総合計画を踏まえた過疎地域活性化計画を策定し、産業の振興や交通通信体系の整備などの過疎対策を進め一定の成果を収めてきたが、依然人口は減少し続けており、産業経済の活性化や雇用の確保、生活環境の整備など課題は多く、引き続き過疎対策を積極的に展開していくことが必要である。

これら過疎対策の推進にあたっては、まちづくりの指針となる「深川市総合計画」をはじめ、その他個別計画や近隣自治体との広域連携、新型コロナウイルス感染症対策などを踏まえ、人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくりを展開していくものであり、「北海道総合計画」や「北海道過疎地域持続的発展方針」との整合性を図り、本市の特性と地域資源等を活用した積極的・効果的なまちづくりを行うことを基本方針とする。

基本目標・達成状況の評価（P11）

本計画における過疎対策に必要な施策の推進にあたっては、「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン＜改訂版＞」及び「第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における、人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくりに向けた取り組みと整合性を図るものとし、過疎対策の進捗度を客観的に把握するため、本計画期間内において達成すべき計画全般に関わる基本目標を下記のとおり設定する。

また、計画の達成状況の評価については、総合戦略の毎年度の事業効果の検証をもって、本計画の評価とする。

○基本目標：総人口 19,200 人（令和7年度）

※人口ビジョンにおける「目指すべき人口の将来展望」に掲げる人口の目標

計画期間（P11）

令和3年度（2021年4月）から令和7年度（2026年3月）の5年間

計画の項目（P13～48）

※下線は新法で追加された事項

以下の分野について「現況と問題点」「その対策」「計画」を記載

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
2. 産業の振興
3. 地域における情報化
4. 交通施設の整備、交通手段の確保
5. 生活環境の整備
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
7. 医療の確保
8. 教育の振興
9. 集落の整備
10. 地域文化の振興等
11. 再生可能エネルギーの利用の推進
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項